

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 利根川上流域の減災に係る取組

～今後の予定～

令和3年5月26日

利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. 第2期に向けた取組の方向性

(1) 協議会の取組方針

- 第2期（令和3年度以降）では、第1期に続き、水防災意識社会の再構築を目指し、57の取組みを継続します。

<達成すべき目標>

利根川上流河川事務所管内の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す

<3本柱の取組>

- ① 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫における被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
- ③ 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための 排水活動の取組

- 第1期の総括を踏まえ、優先的に取組むべき取組や質的な向上を図る取組を選定し、メリハリある取組を行います。
- 減災協議会の開催方法は、これまでと同様に、全構成機関による全体会議を基本とし、氾濫ブロックごとの地域の実情に応じて検討するため部会（5ブロック）を設置します。

<第2期の協議会の活動イメージ>

- ①期間：令和3年から令和7年の5か年
- ②構成員：55市区町、6都県、7鉄道事業者、他
- ③減災協議会：全体会議、ブロック会議
- ④取組：第1期の取組の継続、メリハリをつけた取組の実施

1. 第2期に向けた取組の方向性

(2) 第2期の取組イメージ

● 第1期の総括を踏まえ、優先的に取組むべき取組や質的な向上を図る取組を選定し、メリハリある取組を行うイメージを以下に示します。

(1) 優先的に取り組む取組(例)

- ◆ 法的義務あり、または法的努力義務あり・取組の目標年が設定されている (下線部)
- ・No.26 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知 (義務)
- ・No.31 水防災に関する説明会や避難訓練の開催 (努力義務)
- ◆ 法的義務あり
- ・No.20 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進 (※対象多数)
- ・No.18 避難場所・避難経路の再確認と改善

(2) 質的向上を図る取組(例)

- ◆ 法的義務あり
- ・No.17 避難勧告等の発令基準の改善
- ◆ 法的努力義務あり
- ・No.9 対策本部、警戒本部等設置時の情報収集伝達設備
- ・No.15 住民等への情報伝達方法の改善
- ・No.34 水災害の被害や教訓の伝承、防災知識の住民への周知
- ・No.47 関係機関、自治体が共同して緊急排水計画(案)を作成
- ◆ 法的制約なし
- ・No.30 水防災の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置

(3) 進捗率向上を目指す取組(例)

- ◆ 法的努力義務あり
- ・No.11 まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充
- ・No.22 大規模工場の避難計画の作成および訓練の促進
- ・No.32 教員を対象とした講習会の実施
- ◆ 法的制約なし
- ・No.50 水害に対応した企業BCPの策定への支援

量的評価		進捗度				
		低			高	
法的背景	継続性	進捗率 (▲実施中+●実施済) / 対象市町数				
		0~49%	50~79%	80~99%	100%	
法定義務あり、 または法的努力義務あり	A※ 取組の目標年が設定されている	今後の優先度1				達成
	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度2	今後の優先度3	今後の優先度4	達成	
	B 達成後、継続が必要				継続	
法定義務あり	C 多数の対象施設				継続	
努力義務、または関連事項あり	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度5	今後の優先度6	今後の優先度7	達成	
	B 達成後、継続が必要				継続	
	C 多数の対象施設				継続	
法定位置づけなし	A 達成後は点検へ移行	今後の優先度8	今後の優先度9	今後の優先度10	達成	
	B 達成後、継続が必要				継続	
	C 多数の対象施設				継続	

進捗率 100% 達成

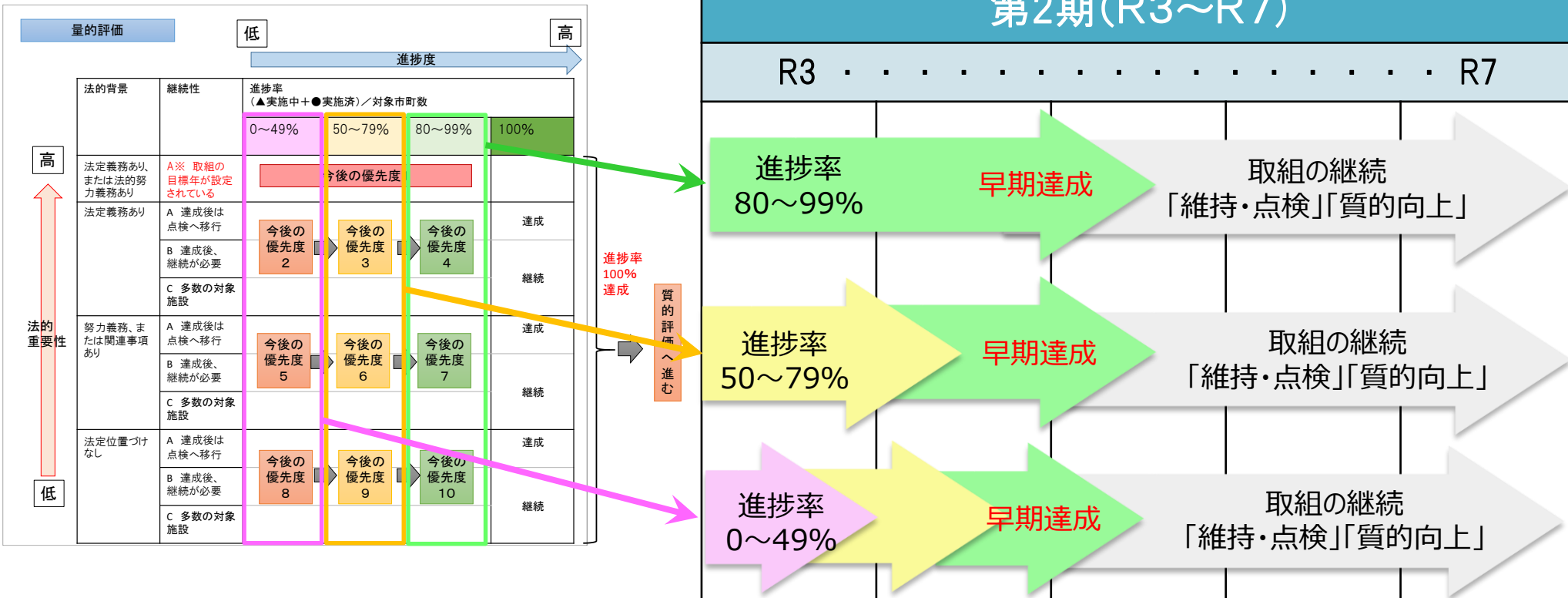
質的評価へ進む

図 優先的に取り組む取組や質的向上を図る取組の選定イメージ

1. 第2期に向けた取組の方向性

(3) 第2期の取組イメージ

- 第2期は5か年ありますが、第1期の取組は、早期の達成を目指します。
- 達成した取組については、次年度以降、「維持・点検」を継続します。また、取組によっては、「質的な向上」を目指して取組を継続します。



1. 第2期に向けた取組の方向性

(4) 今後のスケジュール

		第1期(平成28度～令和2年度)		第2期(令和3年度～令和7年度(予定))							
年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
協議会等	協議会等	協議会(第6回) 令和2年5月28日(書面) ・取組方針等のフォローアップ	幹事会 令和3年2月26日(書面) ・取組方針等のフォローアップ	協議会(第7回) 令和3年5月26日(書面) ・取組方針等のフォローアップ	幹事会 令和4年2月(予定) ・取組方針等のフォローアップ	□協議会(第8回) ・令和4年5月(予) ○幹事会 ・令和5年2月(予) ・取組方針等のフォローアップ	□協議会(第9回) ・令和5年5月(予) ○幹事会 ・令和6年2月(予) ・取組方針等のフォローアップ	□協議会(第10回) ・令和6年5月(予) ○幹事会 ・令和7年2月(予) ・取組方針等のフォローアップ	□協議会(第11回) ・令和7年5月(予) ○幹事会 ・令和8年2月(予) ・取組方針等のフォローアップ		
	協議内容等	実施状況のフォローアップ	実施状況のフォローアップ	実施状況のフォローアップ	実施状況のフォローアップ	実施状況のフォローアップ	実施状況のフォローアップ	実施状況のフォローアップ	実施状況のフォローアップ		
		自治体の取組推進の支援 ■先進事例やモデル地区の取組を参考に令和2年度末の達成を図る ■モデル地区の取組の共有・展開 ○防災教育の取組の普及 ○要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 ○排水計画の更新 ○広域避難の取組の推進		<第1期総括と今後の取組方針> ①規約の改定 ・構成員追加による改定 ②第1期(平成28年度～令和2年度)の取組の総括 ③取組方針の改定		<今後の予定> ○改定した取組方針に基づき、57の取組を各構成機関により組織的、計画的、継続的に実施していきます。 ○取組について、進捗状況を確認し、継続的なフォローアップを実施します。					
		協議会構成員の追加									

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」との考え方に立ち、引き続き、「水防災意識社会の再構築に向けた取組」にご協力いただきますようお願い申し上げます。